

1. 件名：特定機器の設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング（3）（BWR用10×10燃料体）

2. 日時：令和5年3月30日 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、深堀上席安全審査官、小林主任
安全審査官、津金主任安全審査官、岩崎安全審査官

システム安全研究部門

北野上席技術研究調査官（核燃料担当）、福田技術研究調査官、山内技術
研究調査官

事業者：

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

燃料設計部 シニアエンジニア 他3名

原子力エネルギー協議会（ATENA） 副部長

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 燃料管理グループ 課長 他1名

日立 GE ニュークリア・エナジー株式会社

原子炉計画グループ ユニットリーダ主任技術技師

5. 要旨

（1）株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（以下「GNFJ」という）から、発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明に係る申請の概要について、本日提出のあった資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請の概要】

- 機械設計に係る許認可における適合性評価の概略フローのうち、設置（変更）許可について、型式証明における設計条件に対応する個別プラントの条件を確認した結果がNoになった場合の分岐の存在について、申請書との整合を確認し説明すること。

【設置変更許可申請書と型式証明申請書との比較】

- 現行燃料からの相違点も含め整理して説明すること。

（3）GNFJから、了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- ・ 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請の概要
- ・ 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請 設置変更許可申請書と型式証明申請書との比較
- ・ GNF3 型式証明 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表